

出産前小児保健指導ガイドラインの作成 に関する研究

出産前小児保健指導ワーキンググループ

研究協力者 奥山 和男¹⁾

共同研究者 天野 暉²⁾, 小川雄之亮³⁾, 桑原 慶紀⁴⁾

佐藤 章⁵⁾, 真田 幸一⁶⁾, 武田 佳彦⁷⁾, 多田 裕⁸⁾

中野 仁雄⁹⁾, 仁志田博司¹⁰⁾, 埴 賢二¹¹⁾, 前原 大作¹²⁾

要約： 少産少子の時代にあって、母親を含め家族の育児に関する不安は大きなものになっている。とくに、生後早期の育児不安を訴える頻度は、小児期のうちでも最も多いとされている。これを受けて、平成4年5月11日、厚生省より「出産前小児保健指導」事業実施要項が通達された。本研究グループは、この事業がよりスムーズに推進されるためのガイドラインを作成することを目的に結成された。本年度はガイドライン作成の前段階として、出産前小児保健指導のモデル事業市町よりヒアリングを行い実施上の問題点の抽出を図った。

見出し語： 出産前小児保健指導、ガイドライン

【目的】

「これからの母子医療に関する検討会」において取り上げられた骨子に基づき出産後の育児不安を解消し、また生まれてくる子のかかりつけ医師の確保を図る目的で、厚生省母子家庭局より平成4年5月11日に「出産前小児保健指導」事業実施要項が通達された。しかしこの事業を推進するに当たっては、産科側と小児科側での

意志の疎通を図るとともに、実施のためのガイドラインの作成が必要と考えられる。そこで、本研究班は、「出産前小児保健指導」のためのガイドライン作成を目的に設置された。

【研究方法】

ガイドライン作成に当たって本年度は、まず実施上の問題点を抽出することを主たる目的とした。そのための方法として、産科および小児

1) 昭和大学小児科、2) 天野医院、3) 埼玉医科大学総合医療センター小児科、
4) 順天堂大学産婦人科、5) 福島県立医科大学産婦人科、6) 愛育病院産婦人科、
7) 東京女子医科大産婦人科、8) 東邦大学新生児学教室、9) 九州大学産婦人科、
10) 東京女子医科大学母子総合医療センター、11) 埴医院、12) 前原産婦人科医院

科側からの研究協力者より意見を聴き、次に厚生省がこの事業をモデル事業として予算措置をとり、対象となった10市町（神奈川県小田原市、埼玉県浦和市、三重県津市、山口県山口市、高知県安芸市、長野県岡谷市、兵庫県加古川市、富山県高岡市、愛知県岡崎市、石川県内灘町）からいくつかの市町を選びヒアリングを行うことにした。

【研究結果】

ヒアリング前に行った意見交換で出された内容は表1に、ガイドライン作成のための骨子（案）は表2に示したとおりである。第1回目のヒアリングは平成4年12月22日に高知県安芸市および埼玉県浦和市を対象に、第2回目は平成5年2月26日に三重県津市、愛知県岡崎市を対象に担当者を招いて行われた。

①高知県安芸市における出産前小児保健指導の概要

高知県安芸市では県立安芸病院（産科および小児科）と産科・小児科開業医院それぞれ1施設ずつあるが、開業医院は現在診療を中断しているため県立安芸病院のケースを報告してもらった（あらかじめ設置された連絡会議では対象医療機関を限定しないことになっている）。対象は基本的には初産婦（医師が必要と認めた場合は、経産婦も受診可能）であり、住民票が市内にありかつ市内の医療機関を受診しているものとした。受診票は、母子手帳を交付するさいに主旨を説明して交付し、産科医療機関から小児科への依頼は妊娠届出年月日や出産予定日、簡単な妊娠経過をそえる。小児科の保健指導は

母親学級後個人面談の形で行う。指導料は1件につき5000円で、委託料は毎月一括して市へ請求し支払われる。

②埼玉県浦和市における出産前小児保健指導の概要

地域の基幹病院でもある浦和市立病院と浦和医師会会員の病診連携システムを基盤として本事業が行われている。連絡会議の構成は、開業産科医および小児科医各2名、浦和市立病院（産婦人科部長、医事課長）、浦和市（保健衛生部次長、市民保健センター長・管理係長、保健指導係長）よりなる。対象となる妊産婦は市内に現住所があればかまわないこととし、原則として初産婦を対象とし、育児ハイリスク妊婦を選んで行っている。対象医療機関は産婦人科が10施設、小児科が9施設である。紹介元は市立病院内病診連携室または市内産婦人科医で、近隣の市内小児科医を選び紹介している。浦和市立病院内でのやりとりはない。産婦人科の紹介料は2250円、小児科の指導料は4450円である。

③三重県津市における出産前小児保健指導の概要

実施主体を津市保健センターとし、市内の産婦人科15施設、小児科16施設（妊婦および乳児健診委託施設）により本事業が行われている。なお、連絡会議はまだ発足していない。対象は原則として市内に居住し、市内の産婦人科施設を受診している初産婦で、妊娠の届け出時に受診券を発行している（育児ハイリスク妊婦であれば市外の施設を受診している場合や経産婦の場合でも市が認めれば可）。里帰り分娩や市外での分娩を希望している場合は対象外となる。

産婦人科医は受診券に署名し、簡単な紹介状を書いて妊婦に渡すが、紹介先の小児科医は指定しない。小児科医は育児や家庭環境、その他種々の事項にわたって指導するが、妊婦に不安をもたせないように心がけ、また、特別な時間枠を設け妊婦が感染しないように十分注意する。紹介料は2000円、指導料は5000円である。

④愛知県岡崎市における出産前小児保健指導の概要

岡崎市保健課および産婦人科医会、小児科医会よりなる連絡会議を設け、主旨の説明と円滑な運営をめざしている。この事業に関与している医療機関は産婦人科が16施設、小児科が10施設である。小児科施設は、日本小児科学会の会員のいる施設で、乳幼児健診を行っている施設のうちこの事業に協力する意志があるものとしている。対象は、岡崎市に住民登録のある初産婦である。市外の産婦人科施設を受診している妊婦や里帰り分娩、市外での分娩予定者は対象外である。紹介元の産婦人科医は紹介状を妊婦に渡すが、そのさい紹介先の小児科医は指定していない。小児科医の指導内容は育児全般やアレルギーの問題、小児科医へのかかり方などである。岡崎市の紹介料は1000円、指導料は3500円である。

⑤今回のヒアリングで得られた出産前小児保健指導の評価および問題点

妊産婦の育児不安は初産婦では漠然としてい

るが、経産婦では具体的なものが多かった。また、保健指導のさいには、妊婦にできるだけ不安感をもたせないように指導する配慮が必要である。通常の診療時間帯では十分に時間をかけることは困難であること、妊婦への感染防止などの点を考慮すると、特別な時間枠を設けて行う必要があることが指摘された。また、保健指導を行う「小児科医等」の施設の選択をどうするか、紹介先を指定することにより医師会内でのトラブルが起りかねないことなどの問題点もあげられた。その他、保健指導を行った小児科医から産婦人科医への返信が不十分であること、紹介状を渡しても必ずしも妊婦が小児科医のもとに行っていないことなどの問題点もあった。小児保健指導の導入からまだ日も浅く例数も少ないためその効果を評価するには至っていないが、少しは育児不安を軽減できているような印象がある。

【今後の計画】

前述したように本事業に関するモデル事業地域での例数は少ないため、その評価や問題点の抽出は本年度ではまだ不十分といわざるを得ない。そこで、次年度ではヒアリングを行うことができなかった地域を含めてアンケート調査を行い問題点を抽出し、それをもとに出産前小児保健指導のガイドラインを作成したいと考えている。

表1. 「出産前小児保健指導」に関する意見交換の内容

母親学級（両親学級）と本事業の関わりは？

- 母親学級は集団を対象としたもの。この保健指導は個を対象としている。小児科の主治医の存在は、育児不安を持つ母親などの不安解消に有用。母親学級は現在のまま存続した方がよい。

対象妊産婦は？

- 育児不安を持つ妊産婦（育児ハイリスク妊産婦）を対象とし、胎児異常などのいわゆるハイリスク妊娠例は対象外とする。ハイリスク妊娠例は従来より産科・小児科間の連携の中で行われてきている。（妊産婦全例を対象にした方がよいという意見もあった。）

紹介先の小児科医について

- 現時点では地域によっては小児科医が不在の所もあり、受け皿としての問題点がある。小児科医から紹介元の産科医には必ず指導内容を返信してもらいたい。

その他

- 里帰り分娩をどう扱うか。どのように産科医と小児科医が連携するかについては各地域に一任。ガイドラインとは、問題となった「Q and A」を意味するものではなく、運用上のマニュアルとして作成する。
-

表2. 出産前小児保健指導ガイドラインのスケルトン

序文

1. 出産前小児保健指導の概要
2. 連絡会議の設置と運営
 - (1)設置目的
 - (2)構成委員
 - (3)開催回数
 - (4)会議での審議事項
3. 対象者の選定
4. 対象医療機関
5. 紹介内容
6. 保健指導の内容および指導上の注意
7. 指導結果の報告
8. 指導結果の報告の処理
9. 事業の広報
 - (1)市民に対する広報
 - (2)医療機関に対する広報
10. 具体的事例
 - ・有効であった事例（対象者の感想、産科・小児科の関係など）
 - ・問題のあった事例（問題の解決等）

付録

- 1) 出産前小児保健指導事業実施について（児童家庭局長通知）
- 2) 出産前小児保健指導事業実施について（母子衛生課長通知）



検索用テキスト OCR(光学的文字認識)ソフト使用
論文の一部ですが、認識率の関係で誤字が含まれる場合があります



要約:少産少子の時代にあって、母親を含め家族の育児に関する不安は大きなものになっている。とくに、生後早期の育児不安を訴える頻度は、小児期のうちでも最も多いとされている。これを受けて、平成4年5月11日、厚生省より「出産前小児保健指導」事業実施要項が通達された。本研究グループは、この事業がよりスムーズに推進されるためのガイドラインを作成することを目的に結成された。本年度はガイドライン作成の前段階として、出産前小児保健指導のモデル事業市町よりヒアリングを行い実施上の問題点の抽出を図った。